

## 2021後期 玉掛け技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 — <https://www.kyousyu.org> —

熊谷教習所 熊谷市三尻新山 3858-1 TEL 048-532-5781

本部 千代田区神田美倉町10 喜助新神田ビル 3F 34号室 TEL 03-3254-8404

(初版 R3.8.25作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、制限荷重が1t以上の揚荷装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの作業は、玉掛け技能講習を修了した者でなければ、従事してはいけない事が定められております。(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第 86 号)として、表題講習を定期的に開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

(埼玉局登録第 86 号 教習機関登録更新予定日:2024年3月30日)

### 1. 日程、定員など

実施回	1	2	3	4
日程	11月 1～3日	12月 1～3日	1月 26～28日	3月 29～31日
開催場所	熊谷 教習所	熊谷 教習所	熊谷 教習所	熊谷 教習所
定員	30名	30名	30名	30名

### 2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

### 3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	3日	¥27,100(25,300+1,800)	玉掛けの補助作業に6ヶ月以上従事
B	3日	¥26,000(24,200+1,800)	業務経験(つり上げ荷重1t未満)が6ヶ月
C	3日	¥24,900(23,100+1,800)	①クレーン等運転士免許 ②床上操作式か小型移動式クレーン技能講習修了
D	3日	¥28,200(26,400+1,800)	クレーン等の運転の業務に6ヶ月以上従事(特別教育修了)
E	3日	¥30,400(28,600+1,800)	未経験者

\* 受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

一部免除を受ける方は、その資格を有することを証明する免許証又は技能講習修了証・特別教育修了証を必ず提示して下さい。(写しも添付のこと)

各コース受講資格の詳細は、裏面の講習科目免除一覧にてご確認ください。

\*A コース受講者は、玉掛け有資格者の捺印・修了証のコピーを必ず添付してください。

\*A,B,D コースを希望する方は、事業主の証明が必要になります。

### 4. 講習科目及び時間 全科目受講者については次のとおりです。(19時間)

講習科目						時間割例	講習時間	講師の氏名	
コース (科目免除)	A	B	C	D	E				
クレーン等に関する知識	○	○	○	○	○	1 目 目	8:45～9:45	1時間	原田 一男
クレーン等の玉掛けの方法①	○	○	○	○	○		9:50～11:55 12:45～17:00	6時間	原田 一男 安川 基行
力学に関する知識	○	○	/	○	○	2 目 目	8:45～11:55	3時間	柿沼 勇一
クレーン等の玉掛けの方法②	○	○	○	○	○		12:45～13:45	1時間	柿沼 勇一 安川 基行
関係法令	○	○	○	○	○		13:50～14:50	1時間	安川 基行
学科試験	○	○	○	○	○		14:55～15:55	1時間	/
合図実技	○	○	/	○	○	3 目 目	16:00～17:00	1時間	原田 一男 強瀬 昇
玉掛け実技	○	○	○	○	○		8:45～11:55 12:45～15:55	6時間	柿沼 勇一 安川 基行
実技試験	○	○	○	○	○		16:00～		/

### 5. 申込方法

当協会 WEB サイトより受講予約書を印刷し、必要事項をご記入の上、FAX(048-533-8401)にてお申込みください。受講申込書を郵送いたします。FAX 送信ができない場合など、お電話でも受け付けいたします。

申請書到着後、必要事項を記入し、写真(3×4cm)を貼付の上、返送して下さい。

なお、受講料の納入は指定口座へ事前の振込でお願いします。

**\*各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。**

**\*受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。**

ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

**\*注意 開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。**恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

### 6. その他

・当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会で受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)

・20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の1ヶ月程前までにご連絡下さい)

・その他、各種講習予定、受講手続き等に関するお問い合わせ等がございましたら、どうぞお気軽にお電話ください。

## 玉掛け技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることが出来る者	免 除 科 目
A	玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン等の玉掛けの方法</li> <li>・クレーン等の玉掛け(実技)</li> </ul>
B	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者(玉掛け特別教育修了者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン等の玉掛けの方法</li> <li>・クレーン等の玉掛け(実技)</li> <li>・クレーン等の運転のための合図</li> </ul>
C	クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、(旧)デリック運転士免許、又は、揚荷装置運転士免許を受けた者  床上操作式クレーン運転技能講習、又は、 <b>小型移動式クレーン運転技能講習</b> を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識</li> <li>・クレーン等の運転のための合図</li> </ul>
D	安衛法施行令第20条第6号もしくは第7号の業務、又は、安衛則第36条第6号もしくは第15号から第17号までの業務(クレーン等の運転の業務)に6ヶ月以上従事した経験を有する者  鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山においてクレーン(安衛法施行令第20条第6号のクレーンに限る)の運転の業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン等の運転のための合図</li> </ul>
E	その他の者	なし

\*A・B・Dコースは、時間免除はありません。(実技試験の免除は、一部あります。) 実技時間は、各コース7時間です。